

## (仮称) 静岡市パートナーシップ宣誓制度 骨子案

市民局 男女共同参画課

## 1 趣 旨

性の多様性に関する理解を促進し、性のあり方に関わらず市民一人ひとりの多様な生き方が尊重され、自らの能力を發揮できる共生社会の実現を目指し、パートナーシップ宣誓制度を創設する。

## 2 制度概要 (案)

名 称	(仮称) 静岡市パートナーシップ宣誓制度	
制度根拠	(仮称) 静岡市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱	
理念根拠	静岡市男女共同参画推進条例、第3次静岡市男女共同参画行動計画	
開始時期	令和4年4月1日予定	
対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>互いを人生のパートナーとして、日常生活において、経済的または物理的、かつ精神的に相互に協力し合うことを約した二人</li> <li>パートナーの一方又は双方と生計を同一とする未成年の子</li> </ul>	
宣誓方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>パートナーシップにある者同士が、市長に対し、双方が互いのパートナーであることやパートナーの子が家族である旨を宣誓し署名する。</li> </ul>	
宣誓場所	市民局 男女共同参画課 (希望者は個室対応)	
パ ー ト ナ ー 要 件	住所要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>少なくともいずれか一方が市内に住所を有し、又は市内への転居を予定し、本市を転居先として届け出ていること ※同居していなくても対象</li> </ul>
	宣誓要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>成年に達していること (民法第4条)</li> <li>配偶者がいないこと</li> <li>宣誓者以外の人とパートナーシップの関係にないこと</li> <li>宣誓者同士が民法に定められている近親者でないこと (パートナーシップ関係に基づく養子縁組の場合を除く。 ※近親者間での養子縁組の場合は不可。)</li> </ul>
子の要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該パートナーの子で、以下の要件を全て満たすもの <ul style="list-style-type: none"> <li>未成年であること</li> <li>一方または双方と生計を同一としていること</li> </ul> </li> </ul>	

提出書類	宣誓様式	・パートナーシップ宣誓書
	住所確認	・住民票の写し又は住民票記載事項証明書 ・転出証明書（転入予定者）
	独身確認	・戸籍抄本（外国籍の場合、婚姻要件具備証明書（独身証明書）等）
	その他	・本人確認ができる書類（運転免許証、マイナンバーカード、パスポートなど） ・通称名が客観的に分かる書類2種類（通称名を使用する場合） <b>【子関係】</b> ・子の住民票の写し又は住民票記載事項証明書 ・子の戸籍謄本又は戸籍抄本
交付物	・パートナーシップ宣誓書受領証 …A4サイズ ・パートナーシップ宣誓書受領カード …運転免許証サイズ ・宣誓書記載内容証明書（証明を希望する場合） （・受領印を押印した宣誓書の写し）	
再交付	・交付物を紛失・汚損等した場合	
記載事項変更	・氏名、通称名を変更した場合 ・子が成年に達した場合	
返 還	・パートナーシップを解消したとき ・2人とも市外に転出したとき ・その他、宣誓の要件に該当しなくなったとき	
宣誓場所	・市民局 男女共同参画課	
予約方法	・宣誓希望日の 14 日前までに、電話、メール又はWEB上専用申込フォームから予約	
宣誓方法	・宣誓場所に2人で来所し、その場で宣誓書に記入	
交付時期	・基本的に即日交付（1時間程度）	
対応上の配慮	・個室対応（希望者）	
宣誓者が利用できる本市行政サービス	<b>【例示】</b> ・市営住宅への入居申込み ・市立病院での家族同様の扱いなど <b>※現在、全庁内を対象に調査中 利用できるサービスを表示</b>	
制度に係る留意事項	・法律上の効果（婚姻や財産の相続、税金の控除等）が生じるものではないこと ・戸籍や在留資格等が変わるものではないこと	